

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成24年度法学既修者認定試験問題

## 商 法

平成23年9月17日（土） 13：00～16：30

### 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

### 【事例】

A株式会社はP県P市に本社を置く公開会社であり、同社の役員は、代表取締役会長B・代表取締役社長C・専務取締役D・常務取締役EおよびF・監査役Gである。Bは現在体調を崩して長期休養中であり、月1回の定例取締役会にもほとんど出席していない。

あるとき、Dは、取締役会で、隣県のQ市に支店を置くことを提案した。この件は否決されたが、DがQ市に出張し支店設置が可能かどうか調査することは認められた。Dは、通常の経費では調査費用に足りないと考え、当該取締役会を欠席していたBに相談した。Bは「確かに私の裁量で出せる調査費があったはずなので、それをつかっていい。Q市には知り合いも多いから、私の名前を出せば協力してくれるのではないか」とDに告げた。

DがQ市に赴いて調査を始めたところ、Q市の主要企業数社の協力を取り付ければ、支店の開設は可能だと感触を得た。Dは「A株式会社会長代理D」名義でQ市内の不動産業者Hから事務所を借り、頻繁にQ市を訪れて「今度支店を開設しますから」として主要企業を回り始めた。

### 【第1問】(配点: 50点)

HはA社に事務所の賃貸料の請求書を送った。不審に思ったCがDに確認を取ったところ、「Bから調査費をつかってもよいという許可を得た」との返事が来た。しかし、A社は内規で調査費の決済は社長にのみ認められると規定しており、Bにその権限はない。A社はHの請求に応じなければならないか、解答しなさい。

### 【第2問】(配点: 50点)

しばらくして、DはQ市でいくつか仕事を受注することができた。そこで、正式にQ市に支店を設置し、自己を責任者とするようCに請求した。Cが、現在までの状況を報告書として提出し、取締役会で説明することを条件に取締役会を招集すると返事したところ、Dが了解したので、CはQ市への支店設置を議題として取締役会を招集した。BおよびEからは「欠席します。ただし議題には賛成します」という文書が来た。Dからは「緊急の用事でQ市を離れられません。報告書は添付しますのでよろしくお願いします。次回定例会では必ず出席して報告します」というメールが来た。C・F・Gは話し合い、「全員の賛成で可決した」旨の文書を作成し、Dに送付した。しかし、Dはその後もQ市に滞在し、取締役会にも出席せず、Q市での営業についても何の報告もしなかった。

定例取締役会で、Gは、DのQ市での活動を止めさせたほうがいいと意見を述べた。しかし、B・Eは「もう少し様子を見るべきだ」と慎重な態度に終始した。Gが、できるだけ早くDのQ市での活動を止める方法はあるか。Gに助言しなさい。

以上